

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	予防接種関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玉野市は、予防接種関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

岡山県玉野市長

公表日

令和6年12月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関連事務
②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成及びデータ分析を行う。 特定個人情報ファイルは、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の対象者の履歴照会事務に利用する。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、番号連携サーバー（団体内統合宛名管理システム）、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表14.126の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25、27、28、29、153の項 【提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25、27、28、29、153の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康増進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	玉野市（総務部総務課行政・統計係） 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5516
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	玉野市（健康福祉部健康増進課） 玉野市奥玉1丁目18番5号 0863-31-3310
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を原則とし、住基ネット照会を行う際には4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー制度の理解を深めることを目的とした研修を特定個人情報を取り扱う職員(事務取扱担当者)を対象に毎年度e-ラーニングにて実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	玉野市(総務部総務課行政・統計係) 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5516	玉野市(健康福祉部健康増進課) 玉野市奥玉野1丁目18番5号 0863-31-3310	事後	
平成30年5月14日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし		
平成30年5月14日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	変更前の記載はミスによるものであり、これまで重大事故は
令和3年2月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	予防接種法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成及びデータ分析を行う。 特定個人情報ファイルは、予防接種法による予防接種の対象者の履歴照会事務に利用する。	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成及びデータ分析を行う。 特定個人情報ファイルは、予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の対象者の履歴照会事務に利用する。	事後	
令和3年2月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法別表第一項番10	番号法別表第一項番10、93の2	事後	
令和3年2月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二項番17、18、19	番号法別表第二項番17、18、19、115の2	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二項番17、18、19、115の2	情報照会: 番号法第19条第8号、別表第二16の2、17、18、19 情報提供: 番号法第19条第8号、別表第二16の2、16の3	事前	
令和3年12月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成及びデータ分析を行う。 特定個人情報ファイルは、予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の対象者の履歴照会事務に利用する。	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成及びデータ分析を行う。 特定個人情報ファイルは、予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の対象者の履歴照会事務に利用する。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事前	
令和3年12月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法別表第一項番10、93の2	番号法別表第一項番10、93の2、番号法第19条第56、1516号	事前	
令和6年12月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	予防接種システム	健康管理システム、番号連携サーバー、中間サーバー	事後	
令和6年12月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一項番10、93の2、番号法第19条第56、1516号	番号法第9条第1項 別表14.126の項	事後	
令和6年12月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会: 番号法第19条第8号、別表第二16の2、17、18、19 情報提供: 番号法第19条第8号、別表第二16の2、16の3	【照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25、27、28、29、153の項 【提供の根拠】 番号法第19条の8号に基づく主務省令第2条の表の25、26、28、153、154の項	事後	
令和6年12月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年12月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年12月20日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転		十分である	事後	
令和6年12月20日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である	事後	
令和6年12月20日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	